

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)(先議)要旨

本法律案は、ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催を控え、いわゆるフリーガンに対する効果的な対策等が求められていることから、我が国で開催される国際的な競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもって暴行等を行う外国人等を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑法令違反者等に係る退去強制事由を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、フリーガン等対策又は外国人犯罪対策のため、次の外国人を上陸拒否の対象に追加する。

1 国際的な競技会又は会議(国際競技会等)に関連して、殺傷、暴行等を行ったことにより、刑に処せられ、又は国外退去させられた者であつて、国際競技会等の開催場所等において、殺傷、暴行等を行うおそれのあるもの

2 刑法等に定める一定の罪により懲役又は禁錮の判決の宣告を受けた者で、判決確定の日から五年未満のもの

二、フリーガン等対策、外国人犯罪対策又は偽変造文書対策のため、次の外国人を本邦からの退去強制の対象に追加する。

1 短期滞在資格を有する者で、国際競技会等に関連して、国際競技会等の開催場所等において、殺傷、暴行等を行ったもの

2 一定の在留資格を有する者で、刑法等に定める一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

3 他の外国人の上陸又は在留のために偽変造文書を作成等した者

三、外国人の上陸審査又は在留審査において、法務大臣が入国審査官に事実の調査を行わせることができることとする。

四、事務処理の合理化を図るため、出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限を、永住許可等に関するものを除き、地方入国管理局長に委任することができることとする。

五、この法律は、平成十四年三月一日から施行する。